

本送信票を含み 1枚

令和6年3月 22 日

報道機関 各位

佐渡市職員の懲戒処分のお知らせ(プレスリリース)

日頃、佐渡市行政に多大なるご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

地方公務員法第 29 条の規定に基づき、3月 21 日付けで下記のとおり職員の懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

記

事案の概要	<p>令和4年度財政援助団体等監査の結果報告、庁内調査チームの調査及び市長の要求に基づく監査の結果報告により、平成 30 年度の佐渡版 DMO 負担金、令和元年度から令和4年度にかけての佐渡観光交流機構負担金の支出に係る事務執行について、法的根拠となる交付要綱がない中で負担金を支出していました。</p> <p>また、積算根拠資料がないまま予算要求するなど、前例主義の不適正な事務処理が判明したため、関係職員の処分を行いました。</p>	
被処分者所属及び処分内容	<p>地域振興部職員(部長級 50 歳代) 羽茂支所職員(課長級 50 歳代)</p>	戒告
その他の措置	<p>畑野行政サービスセンター職員(課長補佐級 50 歳代) 地域振興部職員(副部長級及び課長級 50 歳代)</p>	訓告
処分日	令和6年3月 21 日付け	
特記事項	<p>市長コメント</p> <p>今回の事案は、法令を遵守すべき公務員として、市民の皆様からの信頼を著しく損なうものとなり、心よりお詫び申し上げます。</p> <p>既に交付要綱の制定状況等について全所属分を確認し、不適正な状態のものはないことを確認しております。</p> <p>今後は、新たな負担金の支出における要綱制定の必要性について確認を徹底するほか、予算要求時における積算根拠の確認を厳格に行うなど、再発防止策に取り組み、市民の皆様からの信頼回復に向けて取り組んでまいります。</p>	
担当	総務部 総務課 課長 谷川 直樹	
連絡先	TEL:0259-63-3111 FAX:0259-63-3300	

送信元：佐渡市役所企画部
秘書広報課広報広聴係
T e l : 0259-63-4679
F a x : 0259-63-3300

